

さいたま市告示第1810号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドン・キホーテ大宮店
所在地 さいたま市北区東大成二丁目685

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社山栄
代表者名 代表取締役 出井 靖彦
住 所 さいたま市北区東大成二丁目685番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前10時	翌午前3時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前10時	翌午前1時

イ 大規模小売店舗において駐車場を利用することができる時間帯

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

駐車場	駐車場利用時間帯
店舗2階駐車場	午前9時30分～翌午前3時30分

(変更後)

駐車場	駐車場利用時間帯
店舗2階駐車場	午前7時30分～翌午前1時30分

(4) 変更する年月日

令和5年1月10日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名（又は名称）	代表者氏名	
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1, 100 m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗2階	32台
合計	32台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	20台
店舗北側 駐輪場②	5台
合計	25台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	備考
店舗北東側 荷さばき施設	35.0 m ²	
合計	35 m ²	小数点以下四捨五入

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
廃棄物保管施設		
店舗北東側 廃棄物保管施設 a	2.310 m ³	紙製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 b	0.090 m ³	金属製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 c	0.090 m ³	ガラス製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 d	2.250 m ³	プラスチック製廃棄物
店舗北東側 廃棄物保管施設 e	0.375 m ³	生ごみ等
店舗北東側 廃棄物保管施設 f	0.207 m ³	その他可能性廃棄物
合計	5 m ³	小数点以下四捨五入

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	荷さばき可能時間帯
店舗北側 駐車場出入口	1箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗南側 荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和4年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年12月15日から令和5年4月17日

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年12月15日から令和5年4月17日

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944